

ジコホルおよびペルフルオロオクタン酸の 化審法第一種特定化学物質への追加

宮武 祐樹

Yuki MIYATAKE

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室化学物質係長

令和元年5月、ジコホルおよびペルフルオロオクタン酸（PFOA）が、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs (persistent organic pollutants)条約）における廃絶対象物質に追加されることが決定された。これを受け、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）」においても、当該化学物質の製造・輸入・使用等を制限することを目的に、第一種特定化学物質への指定が検討されている。

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（昭和48年法律第117号）

1 POPs条約における廃絶対象物質への追加

現在、多種多様な化学物質が世界的な規模で流通している状況の中、環境中で分解されにくく（難分解性）、生物の体内に蓄積しやすい（高蓄積性）、また、人や生態系に対する長期毒性、および長距離移動性が懸念される化学物質、いわゆる POPs が、その排出源とは離れた場所（例えば北極など）において検出される例が報告されている。つまり現代社会においては、環境中に放出される POPs による人の健康や生態系への悪影響を防止するためには、個々の国による個別の取り組みではなく、国際的な協調の下で世界的な化学物質管理に取り組むことが重要となっている。そこで、POPs の製造および使用の廃絶や制限等の規制を目的として、平成16年に発効されたのが POPs 条約である。本稿で取り上げるジコホルおよび PFOA は、POPs 条約締約国会議の下に設置された検討委員会 POPRC (POPs Review Committee) において、POPs 性状を有することが科学的に評価され、平成31年4月末から令和元年5月頭にかけて開催された第9回 POPs 条約締約国会議 (COP9) において、廃絶対象物質に追加されることが決定された。

2 化審法の第一種特定化学物質への指定

化審法は、ポリ塩化ビフェニルによる環境汚染等を契機に、POPs 条約に30年近く先んじて、難分解性、高蓄積性、人や生態系への長期毒性が懸念される化学物質による環境汚染を防止することを目的として制定された法律である。また同法は、難分解性、高蓄積性、長期毒性を有することが科学的に判明した

物質を第一種特定化学物質に指定することにより、POPs 条約上の義務を履行するための国内措置担保法としての役割も担っている。そのため、COP9 での決定を受けて、令和元年7月および9月に開催された厚生労働省・経済産業省・環境省（3省）の合同審議会よりジコホルおよび PFOA が、第一種特定化学物質に指定されることが妥当と判断された。これを受け、現在、3省ではジコホルおよび PFOA を第一種特定化学物質へ指定し、これらの製造、輸入の許可制（事実上の禁止）、当該物質が使用された政令指定製品の輸入禁止といった規制措置を置くための政令改正を行っており、令和3年4月上旬にも公布、同年10月以降に施行する見込みである。なお、ジコホルは殺虫剤として使用されていたが、届出等の状況を鑑みると、今後、我が国での製造・輸入はないと考えられる。一方、PFOA はフッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤等として使用されていたが、平成22年度以降の製造・輸入実績はなく、今後の製造・輸入・使用を予定している事業者はない。ただし、PFOA を含む泡消火薬剤は相当量の在庫が既があり、使用の必要性を考えると、速やかな PFOA 不含有製品への代替を進めつつも、取扱いにおける技術上の基準及び環境汚染を防止するための措置等に関する表示の内容を今後策定した上で、引き続き PFOA とその塩を含む泡消火薬剤の使用を可能とする予定である。

キーワード POPs、化審法、第一種特定化学物質